

國立高雄大學法學院（臺灣）與立岡山大學大學院社會文化科學研究科（日本國）間有關雙學位制度的附屬文件

根據臺灣高雄大學法學院與日本國岡山大學法學部兩學院負責人簽署的合作協議第二項，關於為實現促進學生交流的實施方法，規定如下。

- 一、關於雙學位制度的實施方法，雙方應根據本附屬文件及《國立高雄大學－岡山大學有關接收和派遣雙學位制度學生的重要事項》，接收和派遣雙學位留學生。
- 二、雙學位留學生在各自大學應作為在籍研究生對待，修滿雙方大學研究生院規定的學分並通過學位論文的審查後，方可取得雙方大學的學位（碩士・博士）。
- 三、雙學位留學生作為雙方大學的研究生院博士或碩士研究生，接收大學應免除其入學審查費、入學金和學費。
- 四、《臺灣國立高雄大學法學院與日本國立岡山大學法學部的協議協定中有關學生交流的附屬文件》中規定的交換留學生人數不同，以本附屬文件規定的接收人數為基準，在雙學位制度中雙方的研究生院原則上接收的學生人數規定為 2 名以內。
- 五、有關《國立高雄大學－岡山大學有關接收和派遣雙學位制度學生的重要事項》等的更改應截止到每年 3 月份由雙方大學、研究生院協商決定並實施。岡山大學大學院社會文化科學研究科的入學時間為 10 月或 4 月，高雄大學法學院的入學時間為 9 月。
- 六、關於雙學位留學生的選拔，須經雙方大學協商決定。對不符合入學基本條件者，接收方大學有權不予錄取。
- 七、原籍大學和接收大學為保證學生順利出國留學，關於申請簽證的相關文件等的發送及接收，需通過雙方大學負責國際交流的部門協調並順利辦理。
- 八、雙方大學研究生院應根據雙學位制度，在嚴格認定其所修學分並審查其學位論文的同時，鑑於雙學位制度的宗旨，也要為其提供各方面的關照以及相關的便利條件。有關雙學位留學生的學分認定，將另行規定。
- 九、雙方大學研究生院應安排雙學位留學生赴日本或赴臺灣進行論文答辯和學位申請的日程。但其旅費和生活費由學生本人承擔。

十、雙方大學研究生院對希望入住大學宿舍的學生，應盡可能提供有關住宿的信息和幫助。
但住宿費則由學生本人承擔。

十一、關於雙學位留學生應承擔的費用，接收大學應以適宜的方式通知學生本人。

十二、本附屬文件和《關於國立高雄大學法學院與岡山大學法學部間的學術交流合作協議》
具有同等效力，對此文件條款變更及追加須經雙方負責人同意，并通過書面文件加以修訂。

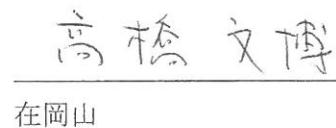
十三、本附屬文件文本為中文和日文各兩份。雙方研究生院院長簽名後生效，由雙方大學大
學院各自保存中、日文本各一份。

高雄大學法學院
院長


在高雄

2013年1月3日

岡山大學大學院社會文化科學研究科
研究科長


在岡山

2013年2月22日

岡山大学大学院社会文化科学研究科（日本国）と高雄大学法学院（台湾）
との双方向学位制度に関する附属文書

岡山大学法学部及び高雄大学法学院の両学部責任者によって署名された協力協定の第2条に基づき、学生交流の奨励と促進を図るための実施方法について、次のとおり定める。

1. 双方向学位制度の実施方法については、この附属文書の他、「岡山大学－国立高雄大学大学双方向学位制度の学生受入れ・派遣に関する要項」によるものとする。
2. 学生は両大学各研究科に正規生として在籍し、両大学各研究科双方の単位取得及び学位論文の審査に合格することにより両大学の学位（修士・博士）が取得できるものとする。
3. 学生は両大学の大学院博士前期課程学生または博士後期課程学生として扱われ、受入大学の検定料、入学料及び授業料は不徴収とする。
4. 「岡山大学法学部（日本国）と高雄大学法学院（台湾）との協力協定における学生交流に関する附属文書」で締結している交換留学生数とは別に、本附属文書をもって受入学生数を定めることとし、双方向学位制度で双方の研究科が受け入れる学生数は原則として2名以内とする。
5. 「岡山大学－国立高雄大学大学双方向学位制度の学生受入れ・派遣に関する要項」等は毎年3月までに両大学、各研究科において検討修正し、運用するものとする。入学学期は、岡山大学大学院社会文化科学研究科においては10月又は4月、高雄大学法学院においては9月とする。
6. 学生の選考は、双方の研究科の合意に基づいて行われるものとする。受入大学は入学基準を満たしていない学生を不合格とする権利を有するものとする。
7. 本籍大学と受入大学は学生の渡航に支障のないよう、VISA申請に係わる関係書類等の送付・授受について、双方の国際交流担当部署を通じて円滑に行うものとする。

8. 両大学の研究科は双方向学位制度に基づき取得される単位及び学位論文について、修了認定を厳格にすると共に双方向学位制度の趣旨に鑑み、学生に対して格別の配慮を提供するものとする。なお、双方向学位制度の単位認定に関しては別途定めるものとする。
9. 両大学の研究科は、論文発表等学位取得に係わる渡日、渡台のスケジュールにつき格別の配慮を提供するものとする。ただし、学生の移動に伴う旅費、滞在費は学生の負担によるものとする。
10. 両大学の研究科は、大学の宿泊施設を希望する学生に対して、可能な範囲において宿泊施設に関する援助と情報を提供するものとする。ただし、当該宿泊施設に関する経費は、入居する交換学生の責任とする。
11. 受入大学は、交換学生が負うべき料金及び経費について、適宜な方法により交換学生に通知するものとする。
12. この附属文書は、岡山大学法学部と国立高雄大学法学院との学術交流に関する協力協定と同じ期間効力を有し、附属文書の変更及び追加については、両責任者が合意の上で文書により調整されるものとする。
13. 正なる各々2通の日本語及び中国語で作成された本附属文書は、各研究科長により署名され、それぞれ一対を双方の研究科で保管するものとする。

岡山大学大学院社会文化科学研究科
研究科長

高 梓 文 博
岡山にて

高雄大学法学院
院長

3月 高雄にて

2013年1月22日

2013年1月3日